

議第9号

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う
高山市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う高山
市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月27日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正に伴い改正
しようとする。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う
 高山市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う高山市固定資産税の特例に関する条例（平成19年高山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う高山市固定資産税の特例に関する条例</u></p>	<p><u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う高山市固定資産税の特例に関する条例</u></p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律</u>（平成19年法律第40号。以下「法」という。）<u>第7条第1項に規定する同意基本計画において定められた高山市における集積区域（以下「同意集積区域」という。）内において、一の施設を設置した者に係る固定資産税の特例を定めることを目的とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律</u>（平成19年法律第40号。以下「法」という。）<u>第6条に規定する同意基本計画において定められた高山市における促進区域（以下「同意促進区域」という。）内において、一の施設を設置した者に係る固定資産税の特例を定めることを目的とする。</u></p>
<p>(固定資産税の課税の免除)</p> <p>第2条 市長は、<u>同意集積区域内において、法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種に属する事業（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第4条に規定する業種に属する事業に限る。以下「特定事業」という。）を行う者が、法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って次項及び第3項に規定する要件に該当する特定事業のための施設を</u></p>	<p>(固定資産税の課税の免除)</p> <p>第2条 市長は、<u>同意促進区域内において、法第13条第4項又は第7項の規定により地域経済牽引事業計画の承認を受けた者（法第24条に規定する主務大臣の確認を受けた地域経済牽引事業を行う者に限る。以下「承認地域経済牽引事業者」という。）が、当該地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業の用に供する施設であって、次項及び第3項に規定する要件に該当するものを設置した場合において、当該施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供</u></p>

設置した場合において、当該施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地に対して課する固定資産税を、新たに課されることとなった年度から3箇年度分に限り免除する。

2 前項に規定する施設は、一の施設（1の家屋若しくは構築物又は用途上不可分の関係にある2以上の家屋若しくは構築物であって一団の土地にあるものに限る。）であって当該施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号及び第2号又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号及び第2号に掲げるものに限る。）及び当該家屋又は構築物の敷地である土地（同意日（省令第2条に規定する同意日をいう。）以後5年以内に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）の取得価額の合計額が省令第3条第1号に規定する取得価額の合計額の要件に該当するものとする。

3 （略）

（申請書の提出）

第4条 第2条の規定による課税免除を受けようとする者は、毎年1月31日までに規則で

する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地に対して課する固定資産税を、新たに課されることとなった年度から3箇年度分に限り免除する。

2 前項に規定する施設は、一の施設（1の家屋若しくは構築物又は用途上不可分の関係にある2以上の家屋若しくは構築物であって一団の土地にあるものに限る。）であって当該施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号及び第2号又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号及び第2号に掲げるものに限る。）及び当該家屋又は構築物の敷地である土地（同意日（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。））第1条に規定する同意日をいう。）以後5年以内に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）の取得価額の合計額が省令第2条第1号に規定する取得価額の合計額の要件に該当するものとする。

3 （略）

（申請書の提出）

第4条 第2条の規定による課税免除を受けようとする承認地域経済牽引事業者は、毎年1

定めるところにより申請書を市長に提出しなければならない。	月31日までに規則で定めるところにより申請書を市長に提出しなければならない。
2 (略)	2 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(高山市企業立地促進条例の一部改正)

2 高山市企業立地促進条例（平成18年高山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(助成金の不交付)	(助成金の不交付)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 市長は、指定事業者が <u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴う高山市固定資産税の特例に関する条例</u> （平成19年高山市条例第14号）第2条第1項から第3項までに規定する要件に適合し、投下固定資産に対して賦課された固定資産税の課税の免除を受けられると認めるときは、事業所等設置助成金のうち当該課税の免除を受けることができる固定資産税相当額を交付しない。	3 市長は、指定事業者が <u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う高山市固定資産税の特例に関する条例</u> （平成19年高山市条例第14号）第2条第1項から第3項までに規定する要件に適合し、投下固定資産に対して賦課された固定資産税の課税の免除を受けられると認めるときは、事業所等設置助成金のうち当該課税の免除を受けることができる固定資産税相当額を交付しない。
4 (略)	4 (略)